

改 正 (案)

現 行

和歌山県建設発生土管理基準

和歌山県建設発生土管理基準

平成29年8月23日

平成29年4月1日

和歌山県

和歌山県

県土整備部

県土整備部

改 正 (案)	現 行
<p>別表 2</p> <p style="text-align: center;">試 料 の 採 取 方 法</p> <p>1 搬出する土砂等の採取方法</p> <p>ア 土壌検査のための試料は、埋立て等に使用しようとする土砂等の採取場所毎に、当該土砂等の量がおおむね4,000 mlにつき1回の割合で採取すること。 ただし、採取場ごとに1試料は採取すること。</p> <p>イ 上記の場合において、土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、原則として、分散した任意の5地点を決め、その5地点から採取された土砂等を等量混合し、1試料とすること。</p> <p>ウ 深さについては、地表から50cmまでの土砂等を均等に採取すること。</p> <p>エ ただし、第1種特定有害物質（※土壌汚染対策法施行規則第4条第3項第2号イに規定する12物質）に係るもの及び1,4-ジオキサンについては、上記イ及びウに係わらず、代表的な地点1地点において、50cmまでのできるだけ深い位置で採取すること。</p> <p>※ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンの12物質。</p>	<p>別表 2</p> <p style="text-align: center;">試 料 の 採 取 方 法</p> <p>1 搬出する土砂等の採取方法</p> <p>ア 土壌検査のための試料は、埋立て等に使用しようとする土砂等の採取場所毎に、当該土砂等の量がおおむね4,000 mlにつき1回の割合で採取すること。 ただし、採取場ごとに1試料は採取すること。</p> <p>イ 上記の場合において、土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、原則として、分散した任意の5地点を決め、その5地点から採取された土砂等を等量混合し、1試料とすること。</p> <p>ウ 深さについては、地表から50cmまでの土砂等を均等に採取すること。</p> <p>エ ただし、第1種特定有害物質（※土壌汚染対策法施行規則第4条第3項第2号イに規定する12物質）に係るものについては、上記イ及びウに係わらず、代表的な地点1地点において、50cmまでのできるだけ深い位置で採取すること。</p> <p>※ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンの12物質。</p>